

令和元年 10 月 1 日から

認可外保育施設，病児保育事業，一時預かり事業などが

**一定金額まで無償**になります。

※無償になるには「保育の必要性の認定」が必要です。

※利用時には，全額をお支払いただく必要があります。

## ○「保育の必要性の認定」は，申請が必要です。

※ 0 歳児から 2 歳児までは，住民税非課税世帯のみ対象（住民税課税世帯は対象外）

※ 保育の必要性の事由は，就労，就学，産前産後，保護者の病気・障がいなどがあります。

詳しくは，三原市ホームページ（児童保育課）の「保育所入所のご案内」を御確認ください。

※ 認可保育所等に申し込みをした方で，すでに認定を受けている方については，改めての認定申請は不要です。

## ○ 無償化の金額について

0 歳児から 2 歳児まで（住民税非課税世帯のみ）…月額 42,000 円

➢2019 年度（令和元年度）は，2016 年（平成 28 年）4 月 2 日以降に生まれた子どもが対象

3 歳児から 5 歳児まで（所得制限はありません）…月額 37,000 円

➢2019 年度（令和元年度）は，2016 年（平成 28 年）4 月 1 日までに生まれた子どもが対象

※ 無償になるのは保育料のみとなり，食事代，通園送迎費，教材費，行事費などは無償になりません。これまでどおり保護者負担となります。

## ○ 無償化対象の認可外保育施設（自治体へ届出等を行っている施設のみ）

- ・認可外保育施設（認可外保育所）
- ・認可外の事業所内保育所
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業（預かりを含む必要があり，送迎のみは対象外） など

保育所（園），一定の基準以上の預かり保育を実施している認定こども園・幼稚園，地域型保育事業，企業主導型保育事業に入所・入園中の場合は，

**認可外保育施設等の利用料は無償になりません。**

※ 幼稚園・認定こども園（教育部分）の預かり保育は，「保育の必要性の認定」がある場合は無償（月額上限あり）になります。

## 償還払い（保育料の無償化の方法）について

利用前：三原市に申請（保育の必要性の認定） → 認定通知

↓  
 利用時：施設で利用料全額をお支払（領収証を保管）

↓  
 請求時：月単位申請（領収証原本を添付）

↓  
 三原市より、指定口座に無償化の対象となる金額を振込

※申請月の翌月末に振込予定ですが、内容の確認等により、翌々月以降の振込となる場合があります。

## 保育の必要性の事由

- ① 1ヶ月において48時間以上労働することを常態としていること。
- ② 妊娠中であるか、または出産後間がないこと。（認定期間:出産予定日及び前後1か月以内）
- ③ 保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族を常時介護または看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に保護者があたっていること。
- ⑥ 保護者が求職活動中であること。（認定期間:3か月以内）
- ⑦ 保護者が就学することを常態としていること。
- ⑧ 虐待やDVの可能性があること。
- ⑨ 育児休業取得中に、既に認可外保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。（認定期間:産まれた子どもが1歳になる月末まで）  
 など

## 保育の必要性の事由と添付書類の例

保育が必要な理由		添付書類の例
就労 就学	居宅外就労 （予定含む）	雇用（予定）証明書
	自営	就労（就学）状況申告書
	学生	就労（就学）状況申告書 在学証明書もしくは学生証の写し
妊娠・出産		申立書 母子手帳の写し （母の氏名と出産予定日を確認します）
保護者の疾病・障害等		医師の診断書、障害者手帳の写し、 介護保険証の写し等  申立書 ◎その他保育ができない状況に応じて書類を提出していただく場合があります。
病気等の看護		介護状況申告書 医師の診断書、障害者手帳の写し、介護保険証の写し等
災害		申立書
就労予定		雇用（予定）証明書 場合によっては申立書
求職活動		申立書

問合せ先：三原市児童保育課 TEL:0848-67-6042